

平成25年(行コ)第16号 固定資産税賦課額更正処分等取消請求控訴事件

控訴人



被控訴人 仙 台 市

準 備 書 面 1 (控訴審)

平成26年4月16日

仙台高等裁判所第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 草 場 裕 之

同 北 見 淑 之

同 毛 涯 梨 恵

同 高 橋 芳 代 子

同 宇 部 雄 介 外

第1 事実経過の整理について

- 1 訴状の第4の1で述べたとおり、被控訴人は、平成24年2月10日付けで「一部損壊」に判定を下げり災証明書を発行した後、以下の説明会を開催した。

しかし、いずれの説明会においても、被控訴人は、平成23年8月30日付けで「大規模半壊」のり災証明書を発行したのが誤りであり、平成24年2月

10日付けの「一部損壊」のり災証明書が正しいとの説明を繰り返した。

記

①平成24年2月15日 第1回住民向け説明会

②平成24年2月25日 第2回住民向け説明会

③平成24年3月10日 第3回住民向け説明会

2 控訴人ら住民は、上記説明会に出席し、被控訴人による平成24年2月10日付けの「一部損壊」のり災証明書が誤りであり、平成23年8月30日付けの「大規模半壊」のり災証明書が正しいと主張するとともに、以下の書面を提出したが、被控訴人の回答は、いずれも控訴人らの意見をもとに再考することはまったくなく、説明会における対応と何ら変わるところはなかった。

記

①平成24年3月10日付け仙台市太白区長宛て要望書

②平成24年5月17日付け仙台市長宛て要望書

③平成24年6月28日付け仙台市長宛て公開質問状

④平成24年7月4日付け宮城県知事宛て要望書

第2 審査請求前置について

1 審査請求の申立ては、他の法律（又は条例）に口頭であることができる旨の定めがある場合を除き、書面を提出してしなければならない（行政不服審査法9条1項）とされているが、そもそも、別の準備書面で述べるとおり、住民の再調査申立てのないり災証明書の再調査・判定換えなどあり得ず、住民の意思に反するり災証明書の判定下げ自体があり得ない。

そうであれば、本来あり得ないり災証明書の判定下げに基づいて本件各処分がなされることも本来あり得ず、その当然の結果として、本件各処分に対する不服申立てということ自体も本来あり得ない。

こうした場合にまで、行政不服審査法9条1項が適用され、住民救済の途が

狭められるということは明らかに、国民に広く簡易迅速に違法・不当な行政処分への不服申立てを認めようとする行政不服審査法の趣旨に反する。

したがって、本件においては、本件各処分についての審査請求は、口頭で足りると解すべきである。

そうすると、控訴人らは、被控訴人開催の上記説明会において、本件各処分的前提となるり災証明書の判定下げとそれに基づく各種支援制度取扱いの変更不服を申立てているから、明らかに、そこに本件各処分に対する不服と処分取消しを求める意思が表示されているといえる。

以上より、本件では、少なくとも本件各処分のうち、上記各説明会終了までになされていたものについては、控訴人らによる口頭の審査請求の申立てがあったとすべきである。

- 2 また、書面による審査請求申立てについても、行政上の不服申立ては簡易なものとして国民に広く利用してもらうことに意義があるため、請求書の書き方も厳しくないところに特徴がある（塩野宏『行政法Ⅱ[第五版]』18頁）。審査請求書の記載については、「その請求書に記載された文言のみにこだわることなく、その内容を全体的に観察し、できる限り善解して審査請求制度の範囲内で適法なものと解釈し判断すべきである」としている裁判例もあるところである（大津地判昭和57年1月25日）。

したがって、書面による審査請求申立てにおいても、当該処分に関する被処分者の提出の経緯やそれまでの交渉過程等に照らして、不服申立ての意思が明らかである場合には、被処分者から行政機関に提出された書面の表題などに拘ることなく、できる限り善解して書面による審査請求申立てがなされたものとして取り扱うべきである。

そして、その申立てが形式的に不備を有していたとしても、審査庁は、これについて相当な期間を定めて補正するように求めなければならない（行政不服審査法21条）。

そうすると、本件において、書面の題名が「要望書」や「公開質問状」であったとしても、当該書面提出の経緯やそれまでの交渉過程等に照らして、本件各処分に対する控訴人らによる不服申立ての意思は明らかであるといえる。

以上より、本件では、本件各処分について、書面による審査請求の申立てがあったとすべきである。

そして、控訴人らによる上記書面が形式的に不備を有していたとしても、審査庁たる被控訴人は、これを補正しなければならなかったのであり、これを怠ったまま期間が経過したがゆえに、控訴人らは、本訴を提起せざるを得なくなったものである。

- 3 以上より、本件では、口頭または書面による審査請求申立てがあったといえ、本件取消訴訟も審査請求前置に欠くものではない。

第3 正当事由について

処分庁に教示義務が課せられている趣旨からすれば、不服申立て方法の教示にあたっては、仮に書面でその旨通知した後であっても、宛先を誤った申立てが自らのところになされた場合には、正しい宛先に申立てをし直すようにあらためて教示しなければならず、これを怠った場合には、教示義務を尽くしていないと解すべきである。

そうすると、本件において、被控訴人は、自らが処分庁であったにもかかわらず、控訴人らの申立てにあたり、宛先が誤っていたものについて、正しい宛先を何ら教示しておらず、そのため、控訴人らは、本来申立てをすべき行政機関に対して適式な申立書面を提出することができなかった。

以上より、本件各処分のうち、審査請求の宛先が被控訴人ではなかったものについては、被控訴人が教示義務を尽くしていなかった以上、既に控訴人らが主張している教示義務違反の処分と同じく、「その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」（行訴法8条2項3号）に該当する。

第4 信義則違反

本件訴訟提起時において、本件各処分の審査請求期間は既に経過しており、審査請求前置が厳密に求められるならば、控訴人らが司法救済を受ける道が閉ざされる状況にあった。

控訴人らがそうした状況に陥ったのは、被控訴人が、控訴人らが平成24年2月10日付け災証明書の判定下げとそれに基づく各種支援制度取扱いの変更不服を申立てているのを知悉しながら、説明会や控訴人らの文書に対する回答を行い、そうしたやりとりを通じて、控訴人らをして、平成24年2月10日付け災証明書の撤回と本件各処分の取消しの可能性があるとの誤信せしめ、それらの場で、控訴人らの意向を実現するためには、こうしたやりとりを続けていても何らの意味はなく、正規の不服申立てを行う必要があることをきちんと教示しなかったがためにほかならない。

そうであれば、そうして控訴人らをして時間を遣わせて司法救済の途が閉ざされる状況にまで追い込みながら、いざ訴訟になると、審査請求前置主義に反するなど主張することは、明らかに、行訴法上も当然に要請される信義則に反し、許されない。

以上より、被控訴人が審査請求前置に反すると主張することは、信義則に反し、権利の濫用に該当し、許されない。

また、当然のことながら、かかる信義則は、主張自体を制限するほか、上記「正当な理由」の判断要素としても考慮されるから、上記「正当な理由」についても上記事情によりこれを肯定することになるものである。

以上